変更認可申請書のうち別添「島根原子力発電	所原子炉施設保安規定変更前後比較表」の補正前後比較表	
補正前	補正後	備考
無視原子力発電 第8章 <u>銀守管理</u> ( <u>東中間計</u> ) 第100条 <u>保守管理</u> を <u>第</u> 当るにあたり、原子序施設の安全を確保するために以下の <u>保守管理</u> 計画を 第10条 <u>保守管理</u> の業務に必要な支票をで 第10条 <u>保守管理</u> の業務に必要な支票と「文書・記録管理基本要領」に従い品質マネジメントシステ ため、 <u>保守管理の</u> 業務に必要な支票と「文書・記録管理基本要領」に従い品質マネジメントシステ たの文書として作成・管理し、 <u>保守管理</u> の業務を表表として、 <u>保守管理規模</u> (近64/209-2007)」に後う もの文書る。ただし、本保において「原子力整備の保守管理規模(近64/209-2007)」に後う もの文書も、ただし、本保において「原子力整備の保守管理規模(近64/209-2007)」に後う もの文書も、ただし、本保において「原子力整備の保守管理規模(近64/209-2007)」に後う もの文書も、ただし、本保において「原子力整備の保守管理規模(近64/209-2007)」に後う もの文書をして作成・管理し、保守管理の実施方針を定する。 1、定義 第1、社長、原子管理の実施方針を定する。また、12.0 <u>保守管理</u> の表施方針の見直しを (1) 社長は、原子を対して原子の表表、また、42.2 に、安全において展生、自然表表、課金、と定義する。 また、12.0 に第10条の3に定める長保守管理方針と定案する。また、12.0 に展守管理の表示が上保守管理の表示を表示された展守管理の表示を表示された展守管理の表示と表示を表示された展示を表示された展示を表示された展示を理由の表に 14.4 に、原子管理の表示と表示を表示とれた。 (2) さらに、第10条の3に定める長保守管理を行う拠点がよ地変で、本注、12.0 保守管理の表示とが再通して定から手間により、社違で同知された展示管理の 実施方針に基づを必要がある。また、12.0 保守管理の表示を指定である。また、12.0 保守管理の表示と表示を表示された。 理目標の見直しを行う。 3 保全プログラムの見直しを行う。 3 保全プログラムの見直しを行う。 3 保全プログラムの見直しを行う。 4 保全対象部面として次の各項の設備を選定し、保管部長の研認、所長の未認を得て、設備主管理長工程を対象を確正して次の各項の設備を選定し、保管部長の研認、所長の未認を得て、設備主管理長工程を公とプログラムの見直しを行う。 (4 保全対象部面として次の各項の設備を選定し、保管部長の確認、所長の未認を得て、設備主管理長工程を対象部面として次の各項の設備を選定し、保管部長の確認、所長の未認を得て、設備主管理長工程を対象部面として次の各項の設備を選定し、保管部長の研認、所長の未認を得て、設備主管理長工程を対象部面として次の各項の設備を選定し、保管部長の研認、所長の未認を得て、設備主管理長工程を対象部面として次の各項の設備を選定し、保管部長の研認、所長の未認を提供して、表面に関する規則という。	原名章 保守管理 (保守管理) (保守管理) (保守管理) (保守管理) (保守管理) (保守管理) (保守管理) (保守管理) (保守管理) (民子の経済を表を確実) (表しため) (こ以下の保守管理) (民子の経済を表を確実) (民子の経済を表を確実) (民子の経済を表を確実) (民子の経済を表を確実) (民子の経済を表を確実) (民子の経済を表を確実) (民子の経済を経済を表を表しため) (民子の管理) (民子の経済を図るため) (民子の管理) (民子の経済を経済を表したが、「保子管理) (民子の経済を経済を表して、「保守管理) (民子の経済を図るため) (民子の経済を経済を表して、民子の経済を経済を表して、民子の経済を経済を表して、民子の経済を経済を表して、民子のとする。ただし、本条において「原子力発電所の保守管理規程(氏らん200-2007)」 (定める 「成長日間の実施方針および保守管理の実施を実施する。また、1200名 (民子の経済を経済を表しまた。 (民子の経済を経済を表しまた。 (民子の経済を経済を表しまた。 (民子管理の実施方針と成立の表しまた。 (民子管理の実施方針と成立の表しまた。 (民子管理の実施方針と成立を表しまた。 (民子管理の実施方針と成立を表して、民子管理の実施方針の実施して、民子管理の実施方をのる。また、120度守管理方式を方式を方式を方式を方式を方式を方式を方式を方式を方式を方式を方式を方式を方	
変更後 第8 第 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	第8条 施設管理 (施設管理) 第106条 原子原施設について原子原設 (変更)許可を受けた設備に係る事項および「実用意電用 第106条 原子原施設について原子原設 (変更)許可を受けた設備に係る事項および「実用意電用 第106条 原子原施設について原子原設 (設定)計可を受けた設備に係る事項および「実用意電用 原子原改なもの附属施設の技術基準に関する規則(以下、「技術基準規則」とつ。」」と含む要求 事項への適合を構造し、原子原施設の完全を指するとい。」「市政管理事計画を定める。能設管理 に関する業務を確実に実施するために、「施設管理委員」に従い品質マネジメントシスムの文書として作 成、管理し、施設管理の実施方針からでので、設計、点様、選提、工事な合む。 が作る意味しながら行われるもので、設計、点様、選提、工事等の上めの作業の管理。 が生きが基、重要 (品質保証)、終務課長、課長 (発物質防護) および課長 (建設 管理)を終く各課長。 (1) 社長は、原子序施設の安全確保全機等をとして、施設管理の機能的な改善を図るため、施設管理 の実践事を設定しながら行われるもので、設計、点様、選提、工事等の上めの作業の管理。 「工工工程等、服务 にながら行われるもので、設計、点様、選提、工事等の上の作業の管理。」 「工工工程等、服务 にないら行われるもので、設計、表本、1、2、の施設管理の表別に応じて、効果性、経 別式主要を設定しながら行われるもので、設計、直接、選提、工事等の上の作業の管理。 「工工工程等、服务 にないら行力のも特別を表現を定して、施設管理の機能的な改善を図るため、 原金 1月 (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	記載の適正化
編集 地域	審議を表している。 を表しているを表し、 を表し、 を表し、 をを参し、 にのでは、 をを表し、 にのでは、 をををし、 にのでは、	

	原子炉施設保安規定変更前後比較表」の補正前後比較表	/# #
<ul> <li>・展企事要原の設定</li> <li>・原企事要原の設定</li> <li>・原企事要原の設定</li> <li>・原企事要原の設定</li> <li>・「直接計画作成、選用手順書」に基づき、4、の保全対象範囲について系統層の適量を保険等等)は「直接計画作成、選用手順書」に基づき、4、の保全対象範囲について系統層の適面と機能時間にして、其繁物、系統および機器の優全重要度と整合するよう設定する。なお、このの配と機能の関立を制度して設定する。</li> <li>(2)機器の保全重要度は、原子炉能設の安全性を確保するためま要度分類指針の重要度に基づき、反。Aから得られる以入情報を考慮して設定する。</li> <li>(2)機器の保全重要度は、原子炉能設の安全性を確保するためにもの表示表示設定する。なお、この 原、機能が政策した場合の系統機能へのが要、所定の未続の合格のようと変なでで、表述、保全活動管理指標が設定した経知手順書」に基づき、下記の業務を行う。</li> <li>(1)課程、保全活動管理指標を必定がまなおよび監理手順書」に基づき、下記の業務を行う。</li> <li>(1)課程、保金体技術)は、保全の系統機能へのが重要をは、所有るためにち、の度全重要度を設定する。</li> <li>(3)排棄物の保全重要度は、(1)または(2)に基づき設定する。</li> <li>(4) 経典は、保金体技術)に発金の研究を活動管理指標として、以下のものを設定する。</li> <li>(5)プントレベルの保全活動管理指標として、以下のものを設定する。</li> <li>(6) 7 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0</li></ul>	<ul> <li>島根原子力発電別</li> <li>5. <u>保全事業の</u>の設定</li> <li>5. <u>保全事業の</u>の設定</li> <li>5. <u>保全事業の</u>の設定</li> <li>5. <u>保存</u>を技術)は、「点検計画作成・運用手順書」に基づき、4. の保全対象範囲について系統毎の割皿と機能を明備にした上で、構築術、系統および機勢の<u>保全</u>重要度を設定し、保修部長の確認、所の割皿と機能を明備にした上で、構築術、系統および機勢の<u>保全</u>重要度を設定し、保修部長の確認、所の割皿と機能を明備にした上で、構築術、系統および機勢の<u>保全</u>重要度と設定する。なお、この (2.) 機器の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度に基づき、P (2.) 機器の保全重要度は、 (3.) 力が保険を考慮して設定する。</li> <li>(2.) 機器の保全重要度は、 (4.) 対の情報を考慮して設定する。</li> <li>(2.) 機器の保全重要度は、 (4.) 対の保全活動管理指標と対して設定する。なお、この (5.) 機器の保全重要度は、 (4.) 対の保全活動管理指標として設定する。は、 (4.) は、 (4.) は、 (4.) は、 (4.) または (4.) または (4.) に基づき販売の業務を行う。 (5.) 機器の保全重要度は、 (4.) または (4.) または (5.) に基づき販売の業務を行う。 (6.) は、 (6.</li></ul>	備考
変重所原子炉施設保安規定変更前後比較表 変更後 5. 施設整理の事要度の設定 6. 施設整理の事要度の設定 6. 原、保修技術)は、「点線計画作成・運用手順書」に基づき、4. の保全対象範囲について系統毎 課長、保修技術)は、「点線計画作成・運用手順書」に基づき、4. の保全対象範囲について系統毎 所の範囲と機能で明確にした上で、構築物、系統および緊認の施設管理の重要度として金線に用いる事態 度、(保修技術)は、「信候管理要領」に基づき、設計市とび工事の事態を表現で、設備主管課長に周 如する。 (2) 規第の保全重要度は、「無子市施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度に基づき、通 重た。 20億年管理長は、「施設管理要領」に基づき、設計市とび工事の事態を表現である。なお、この (2) 規第の保全重要度は、「施設管理要領」に基づき、設計市とび工事の。 (3) 構築の保全重要度は、「新子市施設の安全性を確保するため。」 20 元 1000 元 20 元 20 元 20 元 20 元 20 元 20	東京	記載の適正化
機械の変数の変数を表現している。 東海 地 地 一 田 教徒 小 万 規 の 変 の 変 の 変 の 変 の 変 で で で で で で で で で で	無 無 歩 かけら規制に すう 関 画 し に で に で に に に に に に に に に に に に に	

RESIDENCE DE L'ANNO DE L'A
(日本中には今年の政権を支援を表示を表示していまった。

補正前	im原子炉施設保女規定変更削後比較表」の補止削後比較表 補正後	備考
(金田田本 元の 1997年)	度要的	記載の適正化

補正前	電所原子炉施設保安規定変更削後比較表」の補止削後比較表 補正後	備考
(日本の主意を表して記されています。	度が用 (回転電点を設定しび使用電視を対すの表面) (日本のである) (日	記載の適正化

	所原子炉施設保安規定変更前後比較表」の補正前後比較表 補正後	借	
(日本の主人は必要は10分割) 東京東 (日本の主人は必要は10分割) (日本の書店をおおり) (日本の書店をおより) 別日本の主人は多年間であるとは日日本の主人は多年間であるとは日日本の主人は多年間であるとは日日本の主人は多年間であるとは日日本の主人は多年間であるとは日日本の主人は多年間であるとは日日本の主人は多年間であるとは日日本の主人は多年間であるとは日日本の主人は多年間であるとは日日本の主人は多年間であるとは日日本の主人は多年間であるとは日日本の主人は多年間であるとは日日本の主人は多年間であるとは日日本の主人は多年間であるとは日日本の主人は多年間であるとは日日本の主人は多年間であるとは日日本の主人は多年間であるとは多年である。日本の主人は、日本の主人は、日本	機能議会とおび保護課金の通守)	備	考
家更後 家子都多実施するにあたり、関係法令および保安規定の 治者も。 お子格実に行うことをコミットメントするとともに関係法 を確実にする。 若た、必要な場合は、コミットメントの 創成基本要領」を定め、関係法令および保安規定の遵守を確実 める組織(の部監査部門を除く。」は、社長のコミットメ に、活動計画に基づき、関係法令および保安規定を遵守する意識 し、活動計画に基づき活動を実施し、評価を行う。 ませる活動の計画を年度毎に策定し、評価を行う。 させる活動の計画を年度毎に策定し、評価を行う。 させる活動の計画を年度毎に策定し、評価を行う。 させる活動の計画を本度毎に策定し、評価を行う。 は、社長の可言の書を表し、対長へ報告し、指示を受け、 よびその評価結果をまとめ、社長へ報告し、指示を受け、 よびその評価結果をまとめ、社長へ報告し、指示を受け、 よびその評価結果をまとめ、社長へ報告し、指示を受け、 よびその評価結果をまとめ、社長へ報告し、指示を受け、	変更後 東安活動を実施するにあたり、関係法令および保安規定の 施する。 を確実に行うことをコミットメントするとともに関係法 を確実にする。また、必要な場合は、コミットメントの 身成基本要領」を定め、関係法令および保安規定の遵守を確実 を利は、(内部監査部門を除く。)は、社長のコミットメ 定額しようき、関係法令および保安規定の遵守を を受け、「馬力力安全理整査報則」に基づき、 大を受け、「原力力安全理整査報則」に基づき、 大心その評価結果をまとめ、社長へ報告し、指示を受け、 よびその評価結果をまとめ、社長へ報告し、指示を受け、 よびその評価結果をまとめ、社長へ報告し、指示を受け、 よびその評価結果をまとめ、社長へ報告し、指示を受け、		
情報 機器 素質 素質 素質 素質 素質 素質 素質 素質 素質 素質	無		務等に係 の理由の

	所原子炉施設保安規定変更前後比較表」の補正前後比較表	1	
補正前	補正後	備	考
議根原子力発電 (高質度証計画) 第125条 第122条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下の品質 <u>保証</u> 計 第125条 第122条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下の品質 <u>保証</u> 計 画さ定める。 [品質 <u>保証</u> 計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、 <u>「原子力発電所における度全のための品質保証理別(MAMI11-2005)(以下「MAMI11」という。 および関係法令であづく品質マネジメントシステム、(安全文化を超度でまたかの活動を行う性地方を含む。以下「品質マネジメントシステム」という。)を得立し、実施し、評価確認し、複数的に改善することを目的とする。  2. 適用範囲 本品質<u>保証</u>計画は、発電所の保資は、下記に定めるものの他 MAMI11に従う。 第一方整度 (基本) 大型 (表面) 「評価確認し、複数的に適用する。  3. 定義 第一元数度 (基本) 「表面) 「表面) 「表面) 「定めるものの機 (表面) 「表面) 「出面 (表面) 「表面) 「表面) 「表面質 (基本) 「表面) 「表面) 「表面) 「表面) 「表面) 「表面) 「表面) 「表面</u>	島根原子力発電 (品質保証計画)		
力発電所原子振施設保安規定要更前後比較表 (品質マネシメントシステム計画) (品質マネシメントシステム計画を定める。 (品質マネシメントシステム計画を定める。) (品質マネシメントシステム計画を定める。) (品質マネシメントシステム計画を定める。) (品質マネシメントシステム計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「 <u>原子力施設の</u> 本品質マネシメントシステム計画は、発電所の安全を達成・2000年 本品質マネシメントシステム計画は、発電所の保安活動に透明する。 2. 適用範囲 本品質マネシメントシステム計画における用語の定義は、 <u>以</u> 工に定めるものの他品管規則に使う。 本品質マネシメントシステム計画における用語の定義は、 <u>以</u> 工に定めるものの他品管規則に使う。 (1) 原子が施設 原子が施設の事故し、とは故障等の情報または信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的とて、一般社団は人、原子力安全性透協会が 選者でもデータベース(原子力施設・情報を用ライブラリー)のことをいう。 (3) 国以日本業を協議を 国内BWR プラントの安全性および信頼性を向上させるために、電力会社とブラントメーカーと 国内BWR プラントの安全性が設計を行う協議会のことをいう。(以下、本条および第173 条において同じ。)	家更後 (品質マネジメントシステム計画) 第125条 第129条(再名保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり,以下の品質マネシ 第125条(再名保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり,以下の品質マネシ 第125条(再名保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり,以下の品質マネシ 2トシステム計画は、発電所の安全を達成、維持・向上させるため、「原子力施設の 2000年の多数に入りの元と表も質で理に必要な体制の基準に関する規則」という。」に基づく品質マネジメントシステム計画は、発電所の保安活動に適用する。 本品質マネジメントシステム計画は、発電所の保安活動に適用する。 第二年の事規制送第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。 (1)原子炉施設 第一・ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	記載の適	<b>证化</b>
・原本のでは、原本のでは、原本のでは、原本のでは、原本のでは、日本の	語 地 ・原本が振光にあった。 をおけるを変している。 神の変には、 神のなには、 神のなには、 神のなには、 神のなには、 神のなには、 神のなには、 神のなには、 神のなには、 神のなには、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、		



変更総判中調査のうち 補正前	別添「島恨原士刀発電	所原子炉施設保安規定変更前後比較表」の補正前後比較表 補正後	備考
10   10   10   10   10   10   10   10			
5.4.1 両は 西域日標 5.5.1 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 1	d)組織内 した記録 このう このう ・項目	A 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
原子力品質保証規模	(c) 44 40	## 25 Bit Carl See Ca	
原子力品資保証細則	プロセスの 含む文書 組織が必	八字 22   書 原子力品質保証細則	
一次   一次   一次   一次   一次   一次   一次   一次	プロセスの効果的な計画 通 含し文書 組織が必要と決定したこと 実施部門 一次文書名 (関連条文)	次東的な計画。通用および管理を確認を表現的な計画。通用および管理を確認を表現した「一次文書を以下の表に「一文文字、「一文文文字、「一文文字、「一文文字、「一文文字、「一文文字、「一文文字、「一文文字、「一文文文文字、「一文文字、「一文文字、「一文文文文字、「一文文文文字、「一文文文文文文文文文文	
電水 電水 電水 電水 電水 電水 電子 電子 電子 電子 電子 電子 電子 電子 原語 馬克 島乃長 島乃長 島乃長 馬乃長 東部部 東京部 現然 東京	変更前 適用および管理を 二次文書を以下の表 制定者 一次文	日本 本 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東	
原子力品質保証規程展示力の表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表	変更前 <u>適用</u> および管理 <u>を確実</u> に 次文書を以下の表に示す 制定者 一次文書名		
原子力安全管理監査要領 (第125条)	実施するために、   す。   監査部門   二次文書名   (関連条文)	「三変施するために」 す。 第125条 (原子力安全 管理服務契領 (第125条)	
参考部門部長 (原子力監査)	島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表 に、組織が必要と決定 (3) 実効性のあるプロセスの計画的な3 定した文書 定した文書 このうち、二次文書を以下の表に方 実施部門 ・項目 -次文書名 (関連条文)	1. 組織が必要と決定   3.	
5 6 世 版 5 5 5 6 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	き電所原子炉施 走 (3) 実効 定した この: 関連条項 ・項目	(3) 実効が (3) 実効が (5,5,1) (5,5,1) (6,5,5) (7,4	
機構を対してオーシー・スペークの企業を表現である。	平炉施設( 実効性の 定した文書 このうち 重条項 項目	子疗施設保   一   一   一   一   一   一   一   一   一	
原子力品質保証規程	[保安規]   1   1   1   1   1   1   1   1	安保 かん リー ス・リー 原子 力品質保証 表現 ス・コーン ス・コーン ス・コーン ス・コーン ス・コーン ス・コーン ス・フ・ス・コーン ス・フ・ス・フ・ス・フ・ス・フ・ス・フ・ス・フ・ス・フ・ス・ス・ス・ス・ス・ス	
原子力品資保証細則原子の表別のである。 第200日のでは、100円ではは、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、	記定変更に変更を表する。	規 で 次 で な で で な と を で で で で で で で で で で な と き を を と も ま か と き で と き と き と き と き と き と き と き と き と	
113   11	6.プロセスの計画的な実施           二次文書を以下の表に示す           二次文書を以下の表に示す           実施部門           文文書名           四週季次以           本施部門	原前後比較表別的 第131 99 米 第115 9 米 第 115 9 米 9 米 9 米 9 米 9 米 9 米 9 米 9 米 9 米 9	
電本 電本 電本 電本 電子 環部 環部 環部 環部 環部 環部 東京 事成子 現象 現象 現象 事成子 事 事 專 事 專 專 專 專 專 專 專 專 專 專 專 專 專 專 專	変更別定者	「	
原子力品質保証規程原子力安全管理整整機制制	後 管理がなされる 一次文書名	展子力の質様証規程   原子力の質様証規程   原子力の質様証拠   原子力の質様証拠   原子力安全管理監査網則   原子力安全管理監査網則	
原子力安全 管理監查要領 (第125条)	<ul><li>込うにするため</li><li>監査部門</li><li>二次文書名</li><li>(関連条文)</li></ul>	大び管理がなられるようにあるため、 素 集 集 株 株 株 株 株 株 株 株 株 株 株 株 株 株 株 大 で	
内部監査部門   部長 (原子力監査)	めに、組織が必要と決制定者	17. 組織が必要と 制度 (原子力監查)	
・記載の数日代・温機では、一般では、一般では、一般では、日本のでは、一般では、日本のではのでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、	編 考 ・ 原子力規制に おける液動制 度の見画しに 伴う変更	次 · 原本 ・ 原本	監査業務等に係 る変更の理由の 一本化

変更配可甲語音V   補正前	ソフら別添「島依原士刀光电	所原子炉施設保安規定変更前後比較表」の補正前後比較表 補正後	備考
			. ca
7.23 7.23 7.23 7.33 7.4 133 134 134 134 134 134 134 13	関連条項 ・項目 7.1 (つづき)	問題 (つつき) 7.2.3 7.2.3 7.2.3 7.3.3 (つつき) (コンキ) (カンキ) (カンキ) (カンキ) (カンキ) (カンキ) (カンキ) (カンキ) (カンキ) (カンキ) (カンキ) (カンキ) (カンキ) (カンキ) (カンキ) (カンキ) (カンキ) (カンキ) (カンキ) (カンキ)	
原子力品質保証規程	   	原子力品質保証規權 女女 展子子品質保証機 具男子工品質保証機 具	
原子七品資保潤雒則	一		
(第138	実施部門  二次文書名 (関連条文)  放射等を (	大大 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	
以	數定者 - 數元	自己民國內民國自己民國自己民國自己民國自己民國自己民國自己民國自己民國和大國和政國和大國國際的主國國際的主國國際的主國國際的主國國際的主國國際的主國國際的主國國際的	
原子力品質保証規程原子力の支養管理監察機制	一次文書名	(原子力品質保証規格を対して) (原子力品質保証規格を対して) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を	
原子力安全 衛理監査機(第125条)	三次文書名 (関連条文)	原音部門 三次文書名 (開連樂文) 第125 樂)	
教育部国際域 (原子力監査)	島被原子力务	島根原子力系 制定者 制定者 (原子力監査)	
7 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	電所原子炉施設 関連条項 ・項目 7.1 <u>・項目</u> セ <u>大の計画</u> (つづき)	世界	
原子と自衛政権部	- 次交 書名	・ 原子力の質察阻視性 女 次 大 東子 大きな 大 東 大 大 東 大 大 東 大 大 また 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	
対応要領 (第 138 条、第 139 条、第 139 条、第 139 条、第 175 条から第 188 条 第 175 条から第 188 条 第 175 条から第 188 条 第 175 条 1			
提問		「	
超幾個   現代   現代   原子力品質保証   原子力品質保証   開始   開始   開始   開始   開始   開始   開始   開	一次次大樓的	超光報   日本会社   日本会社   日本会社   日本会社   日本会社   日本の中の本語   日本の本語   日本の中の本語   日本の中の本語   日本の本語   日本の本の本語   日本の本語   日本の本語   日本の本の本語   日本の本の本語   日本の本の本語   日本の本の本語   日本の本の	
原子力及全 管理監査要値 (第123条) (第123条) (第123条) (第123条) (第123条) (第125条) (第125条)	監查部門 二次文書名 (関連奏文)	照本が内 三次文書名 (期連条文) (期連条文) (期連条文) (第123条) (第123条) (第123条)	
及的股本部門 超差 (原子力監查) (原子力監查) (原子力監查)	2000 000 000 000 000 000 000 000 000 00	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
・記載の適正化 ・関係法令等の ・関係法令等の 可慮 しに係る ラ恵 す 報の フ変更 「任 り変更」	編 考 原子力規制に おける検査制 おける検査制 作う変更		監査業務等に係 る変更の理由の 一本化

